

HELLO WORK information 4

月刊

ハローワーク別府

別府公共職業安定所広報
2026年4月号

contents

- ① 短時間労働者労働時間延長支援コースのご案内 P1
- ② 令和8年度 雇用保険料率のご案内 P2
- ③ 女性活躍推進法が改正されました！ P2
- ④ 「育児休業等給付専用コールセンター」の設置 P3
- ⑤ 雇用保険関係手続きに関するお願い P3
- ⑥ 管内労働市場の動き（2月内容） P4
- ⑦ セミナー・各種相談会・面接会のお知らせ P4



酢屋の坂（杵築市）

1

《事業主の皆さまへ》

「短時間労働者労働時間延長支援コース」のご案内

キャリア
アップ助成金

「130万円の壁」への対応として、令和7年7月にキャリアアップ助成金：社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューの要件が見直され、助成額を拡充した「短時間労働者労働時間延長支援コース」が創設されています。人手不足への対応策に、また短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりにご活用下さい。

拡充 年収の壁対策 キャリアアップ助成金

労働者1人につき最大**75万円**助成します！

年収の壁対策の取り組みを行うことで、
労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、
社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**

事業主の皆さまにおいては、**人手不足の解消に！**



ご注意下さい！

助成金を受けるには事前にキャリアアップ計画書を労働局へ提出してください。ただし、令和8年3月末で終了した「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届を提出している場合は、本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。

「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

キャリアアップ助成金の詳細については、都道府県労働局またはハローワークまでお問合せください。
各都道府県の「働き方改革推進支援センター」や「年収の壁突破・総合相談窓口」でも助成金に関する相談を受け付けています。

最寄りのセンターの連絡先
働き方改革推進支援センター
無料相談窓口
検索
厚生労働省
公式HP

年収の壁突破
総合相談窓口
0120-030-045
（フリーダイヤル・無料）

受付時間 平日8:30～18:15（土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）はご利用いただけません。）

《事業主の皆さまへ》

2

令和8(2026)年度雇用保険料率のご案内

2026(令和8)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの雇用保険料率は、以下のとおり変更となります。

- ① 失業等給付・育児休業給付の保険料率は、労働者負担、事業主負担ともに5/1,000に変更
(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更)
- ② 雇用保険二事業の保険料率は、3.5/1,000で変更なし(建設の事業は4.5/1,000で変更なし)



事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

雇用保険料率は、二年連続の引き下げになりました。

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

《事業主の皆さまへ》

3

女性活躍推進法が改正されました！

2026年4月1日から

従業員101人以上の事業主は男女間賃金差異や女性管理職比率等の公表が義務となります！

女性活躍推進法の改正により、これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表が義務付けられました。

企業等規模(従業員数)	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて2項目以上(下記A、Bからそれぞれ1項目以上選択)を公表
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて1項目以上(下記A、Bの14項目から選択)を公表

注)「女性管理職比率」の算出でいう「管理職」とは「課長級」と「課長級より上位の役職(役員を除く)の合計

A 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ① 採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ② 男女別の採用における競争倍率
- ③ 労働者に占める女性労働者の割合
- ④ 係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ⑤ 役員に占める女性の割合
- ⑥ 男女別の職種又は雇用形態の転換実績
- ⑦ 男女別の再雇用又は中途採用の実績

女性の活躍推進企業データベース ↓



◆「男女間賃金差異」や「女性管理職比率」の情報公表の場合は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」が最も適切です。自社ホームページへの掲載でも差し支えありません。

【担当部署】大分労働局雇用環境・均等室
TEL:097-532-4025

B 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ① 男女の平均継続勤務年数の差異
- ② 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ③ 男女別の育児休業取得率
- ④ 労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑤ 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑥ 有給休暇取得率
- ⑦ 雇用管理区分ごとの有給休暇取得率



大分労働局
女性活躍推進法
↓ホームページ



◆初回の「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表は、改正法の施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後、概ね3か月以内に公表する必要があります。

4

《雇用保険被保険者及び事業主の皆さまへ》

「育児休業等給付専用コールセンター」が設置されました

育児休業等給付（以下4種類）については、近年の法改正や「出生後休業支援給付金」など新たな制度の創設により、ハローワークにおける事業所や従業員の方々からの相談、申請件数が増加し、支給決定までに多くの時間を要している状況です。こうしたことから、厚生労働省では「育児休業等給付専用コールセンター」を開設し、制度内容や手続き、電子申請の処理状況の目安等に関するお問合せに対応しています。ぜひご活用下さい。なお、具体的な支給日や審査状況についてはお答えできませんので、ご了承下さい。

出生時育児休業給付金（産後パパ育休）

雇用保険被保険者の方が、子の出生日（または出産予定日）から起算して8週間の期間内に合計4週間分（28日）を限度として、産後パパ育休（出生時育児休業・2回まで分割取得できます）を取得した場合、一定の要件を満たすと受給できます。



具体的な手続きや申請中の内容に関するお問い合わせは、事業所の所在地を管轄するハローワークに御連絡下さい。

育児休業給付金

雇用保険被保険者の方が、原則1歳未満の子を養育するために育児休業（2回まで分割取得できます）を取得した場合、一定の要件を満たすと受給できます。

出生後休業支援給付金（令和7年4月創設）

「出生時育児休業給付金」または「育児休業給付金」の支給を受ける方が、両親ともに一定期間内に通算して14日以上育児休業（産後パパ育休を含む）を取得し、一定の要件を満たすと上記給付に上乗せする形で最大で28日間「出生後休業支援給付金」が受給できます。

リーフレットはこちらをご覧ください。
▼▼▼

育児時短就業給付金（令和7年4月創設）

雇用保険被保険者の方が、2歳未満の子を養育するために週の所定労働時間を短縮して就業した場合に、賃金が低下するなど一定の要件を満たすと受給できます。



被保険者、事業主の皆さまへ

令和7年11月17日～

育児休業等給付専用の
コールセンターを設置します

育児休業等給付に関する制度内容や申請手続き、電子申請の処理状況の目安に関するお問い合わせは、以下のコールセンターまでお電話をお願いします。

対象の
給付金

- ◆ 育児休業給付金（支給期間の延長を含みます）
- ◆ 出生時育児休業給付金
- ◆ 出生後休業支援給付金
- ◆ 育児時短就業給付金

こんな
お問い合わせに
対応します

- ◆ 給付金の内容や支給要件を知りたい
- ◆ 支給額がどのように計算されるか知りたい
- ◆ 給付金の申請手続きを知りたい
- ◆ 支給時期や電子申請の処理の目安を聞きたい
（※具体的な支給日はお答えできませんので、予めご了承ください。）

育児休業等給付コールセンター

0570-200-406

受付時間 平日8:30～17:15（土日祝日、12/29～1/3を除く）
※通話料は利用者負担となります



5

《事業主の皆さまへ》

雇用保険関係手続に関するお願い

毎年4月は雇用保険関係手続の最繁忙期となり、ハローワーク窓口が大変混雑いたします。雇用保険関係手続（電子申請を含む）の迅速な処理のため、事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆様におかれましては、以下の点につきまして、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

雇用保険手続の届出処理について

◇ハローワークでは、離職票の発行手続を最優先として行います。そのため、資格取得届等の処理には時間がかかる場合があります。

以下のような場合は特に時間を要しますのでご注意ください！

- 雇用保険の仕組み上、離職した事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合や、前事業所の離職年月日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合などには、資格取得届の処理を行うことができないので、処理に時間を要します。
- 被保険者番号が不明の場合にも、資格取得届の処理に時間を要することになります。この場合は、あらかじめ被保険者本人に了解を取った上で、届出の備考欄に職歴のある複数の事業所名を記載していただきますようお願いいたします。

資格取得届は、可能な限り4月上旬～中旬を避けて提出をお願いします！

- 資格取得届の提出は、可能な限り最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いいたします。
〔例：4月1日に採用した従業員の届出は、4月下旬以降〕
※雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに提出が必要です。この範囲内でご協力をお願いします。

* 来所による届出・申請は、可能な限り16時までに提出いただきますようご協力をお願いします！

6 管内労働市場の動き（2月内容）

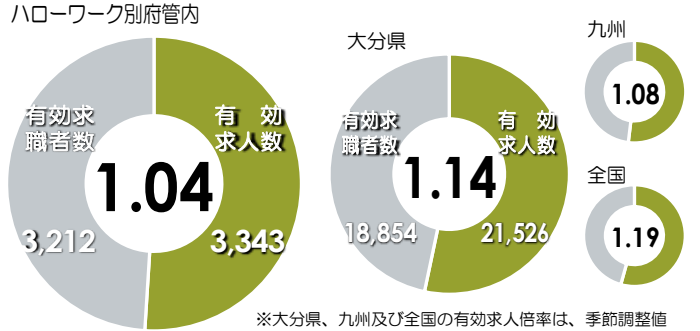
■職業紹介関係（2月）

項目	当月	前月	前年同月	前年増減
新規求職申込件数	690	822	686	4
月間有効求職者数	3,212	3,081	3,151	61
新規求人	1,223	1,211	1,237	▲14
月間有効求人	3,343	3,329	3,689	▲346
新規求人倍率	1.77	1.47	1.80	▲0.03
有効求人倍率	1.04	1.08	1.17	▲0.13
紹介件数	518	611	591	▲73
就職件数	205	210	225	▲20

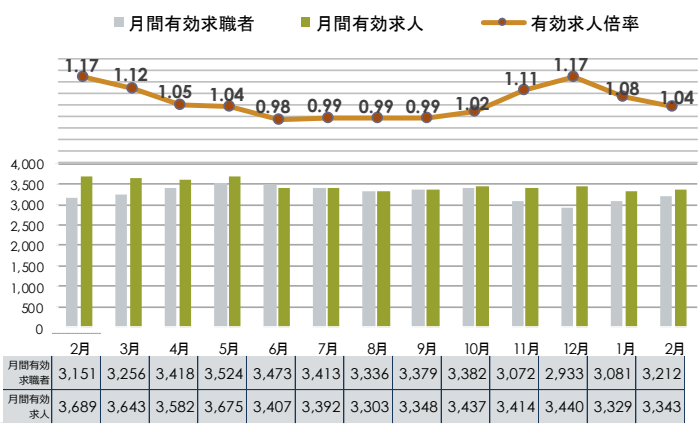
■雇用保険関係（2月）

項目	当月	前月	前年同月	前年増減
適用事業所数	3,357	3,359	3,358	▲1
月末被保険者数	46,880	46,884	47,172	▲292
受給資格決定件数	208	213	169	39
受給者実人員	754	771	707	47

■有効求人倍率（2月）



有効求人倍率／求人・求職の推移（令和7年2月～令和8年2月）



7 セミナー・各種相談会・面接会のお知らせ

就職支援セミナー&個別相談 事前申込み

4/14 13:30～15:30 セミナー
15:30～16:30 個別相談
再就職のための求職活動の進め方について学び、応募書類作成・模擬面接等をしながら実践力を身に付ける専門講師によるセミナー(定員各12名)。定員に満たない場合は当日申し込み・受講も可能です。
【申込み】ハローワーク別府まで

福祉のしごと相談会 当日受付

4/2・16 10:00～12:00
福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供を行っています。
【問】大分県福祉人材センターまで ☎ 097-552-7000

心理カウンセリング 事前予約

4/1・8・15・22・30 13:40～15:00
就職に対する心理的な不安に、専門の臨床心理士による相談やアドバイスが受けられます。
【予約】ハローワーク別府まで

事業所ミニ説明会・面接会 当日参加

4/13・20・27 10:00～11:30
14:00～16:00
参加企業については、ハローワーク別府総合受付までお問い合わせください。
予約不要、履歴書不要、服装自由

おおいたサポステ出張相談会 事前予約

4/16 11:00～16:00
働くことに悩みを抱えている15～49歳までの方にキャリアコンサルタントが丁寧にコンサルティングを行い、就職に向けてサポートします。
【予約】おおいた地域若者サポートステーションまで ☎ 097-533-2622

看護職の就業相談会 当日受付

4/16 10:00～12:00
再就職を目指す方へ、面接前の施設見学の設定や復職に向けての研修の紹介などを行っています。
【問】大分県看護協会大分県ナースセンターまで ☎ 097-574-7136

出張就職相談会 予約優先

4/16 13:30～16:30
若者(概ね49歳以下(学生含む))とその家族の方の就職相談、就職支援、情報提供、履歴書の書き方や面接の受け方等の支援を行います。
【予約等】おおいたジョブステーション別府サテライトまで ☎ 0977-27-5988

※相談・面接等の会場は全てハローワーク別府会議室です